

経済産業省

平成18・09・19原院第2号
平成18年9月29日

工事計画の記載事項（内規）の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院



鉱山保安法第13条第1項の規定に基づき、鉱業権者が産業保安監督部長に届出を行う工事計画の記載事項を別紙のとおり一部改正する。

なお、この内規は、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第92号）の施行の日（平成18年10月1日）から施行する。

工事計画の記載事項（内規）の一部を改正する内規新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○工事計画の記載事項（内規）（平成17年3月28日付け平成17・03・18原院第2号）

改正後	改正前
<p>3. 人を運搬する施設（自動車にあっては、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けているものを除く。）</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. その他の人を運搬する施設に関する事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 単軌条運転機にあっては、前各号に規定するものほか、<u>運搬台車及び乗用台車</u>（火薬類を積載する荷物台車を含む。）に関する次の事項</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>3. 人を運搬する施設（自動車にあっては、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けているものを除く。）</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. その他の人を運搬する施設に関する事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 単軌条運転機にあっては、前各号に規定するものほか、<u>運搬台車及び重要台車</u>（火薬類を積載する荷物台車を含む。）に関する次の事項</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>(8) (略)</p>
<p>9. 高圧ガスを製造する施設（金属鉱山等及び石油鉱山においては、一日に製造する高圧ガスの容積が30立方メートル以上のもの（冷凍のため高圧ガスを製造する施設及び第11号の施設の一部をなすものを除く。）に限る。）又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が3トン（フルオロカーボンを使用するものにあつては20トン）以上のもの（第11号の施設の一部をなすものを除く。）</p> <p>1. 石炭鉱山及び金属鉱山等に設置する場合は、次の事項</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 高圧ガス設備（配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。）の基礎の状況</u></p> <p><u>(11) 上記の構造等を示す図面等</u></p> <p>イ、ロ (略)</p> <p><u>ハ 塔（反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。）</u>、<u>凝縮器（縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。）</u>、<u>貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。）</u>、<u>受液器（内容積が五千リットル以上のものに限る。）</u>及び<u>配管（経済産業大臣が定めるものに限る。）</u>並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図</p> <p>三 (略)</p> <p>2. 石油鉱山に設置する場合は、次の事項</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 高圧ガス設備（配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。）の基礎の状況</u></p>	<p>9. 高圧ガスを製造する施設（金属鉱山等及び石油鉱山においては、一日に製造する高圧ガスの容積が30立方メートル以上のもの（冷凍のため高圧ガスを製造する施設及び第11号の施設の一部をなすものを除く。）に限る。）又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が3トン（フルオロカーボンを使用するものにあつては20トン）以上のもの（第11号の施設の一部をなすものを除く。）</p> <p>1. 石炭鉱山及び金属鉱山等に設置する場合は、次の事項</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 上記の構造等を示す図面等</u></p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>2. 石油鉱山に設置する場合は、次の事項</p> <p>(1)～(15) (略)</p>

(17) 上記の構造等を示す図面等

イ、ロ (略)

ハ 塔 (反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備 (貯槽を除く。)) であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。)、凝縮器 (縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。)、貯槽 (貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。)、受液器 (内容積が五千リットル以上のものに限る。)) 及び配管 (経済産業大臣が定めるものに限る。)) 並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図

三 (略)

3. (略)

10. 容積3百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所

1. ~ 4. (略)

5. 貯蔵所の基礎の状況

6. 上記の構造等を示す次の図面等

(1) ~ (3) (略)

(4) 高圧ガス貯蔵所の支持構造物及び基礎の構造図

11. 石油鉱山における高圧ガス処理プラント

1. ~ 5. (略)

6. 保安施設に係る事項

(1) (略)

(2) 高圧ガス設備 (配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。) の基礎の状況

(3) ~ (10) (略)

7. (略)

8. 上記の構造等を示す次の図面等

(1) ~ (5) (略)

(6) 塔 (反応、分離、精製、蒸留等を行う高圧ガス設備 (貯槽を除く。)) であって、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。)、凝縮器 (縦置円筒形で胴部の長さが五メートル以上のものに限る。)、貯槽 (貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。)、受液器 (内容積が五千リットル以上のものに限る。)) 及び配管 (経済産業大臣が定めるものに限る。)) 並びにこれらの支持構造物及び基礎の構造図

(7) (略)

9. (略)

(16) 上記の構造等を示す図面等

イ、ロ (略)

ハ (略)

3. (略)

10. 容積3百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所

1. ~ 4. (略)

5. 上記の構造等を示す次の図面等

(1) ~ (3) (略)

11. 石油鉱山における高圧ガス処理プラント

1. ~ 5. (略)

6. 保安施設に係る事項

(1) (略)

(2) 高圧ガス設備 (配管、ポンプ及びコンプレッサーを除く。) の基礎

(3) ~ (10) (略)

7. (略)

8. 上記の構造等を示す次の図面等

(1) ~ (5) (略)

(6) 塔 (高圧ガス設備であって当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものに限る。)) 並びにその支持構造物及び基礎の構造図

(7) (略)

9. (略)